



お知らせ

令和7年4月1日より施行

世界の食料需給の不安定化や、国内の農地と農業者の減少が進む中、将来にわたる国民への食料の安定供給に向けて法改正が行われました。食料安全保障の根幹である、人と農地の確保のための措置です。

農地の権利取得の要件が厳格化されました

農地法第3条申請の際に記載する項目及び添付書類が追加されました。

【主な追加内容】

農作業に従事する者の配置の状況
農地法関係法令の遵守の状況
...ほか



は各農地で農作業を行うことが可能な配置か、は農業関係法令の違反がないか等を確認するためのものです。なお、過去に取得した農地を3年以内に他者へ権利移転もしくは権利設定し、または転用しているときは制限がかかる場合があります。

また、虚偽の申告により許可を受けたことが発覚した際は、許可が取り消され、農地法第64条に規定する罰則の対象となる場合があります。

農地転用の手続きが厳格化されました

農地転用許可後の定期報告及び原状回復命令に従わない者の公表が定められました。



【主な内容】

- 不適切な転用の防止...許可を受ける者が定期報告を行う仕組みを構築
- 命令に従わない者の公表...原状回復命令に係る期限までに措置を講じない場合、その旨を公表する仕組みを創設

詳しくは農業委員会事務局へ

広告

【農業や委員会活動の情報満載】

全国農業新聞を購読しませんか？

毎週金曜日発行 B3版8～10ページ

月額：700円（送料、消費税込） 4月分から900円

購読のお申し込みは、農業委員会事務局へ

◇月額500円！お得な電子版はこちら
(4月分から700円)



【農業者のためのスゴイ！年金】

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金とは？

国民年金に上乘せする“二階部分”です

5つのポイント

加入資格は三つだけです

- 20歳以上、60歳未満
- 年間60日以上、農業に従事している人
- 国民年金の1号被保険者（保険料免除者は除く）

国民年金に任意加入される60歳以上65歳未満の方も、加入できます

積立方式・確定拠出型の年金です

- 自分で収めた保険料とその運用益が自分の年金原資として給付するため、人口比の影響を受けない、少子高齢化時代でも安定的な年金制度

国民年金は、賦課方式で年金給付を現役世代の保険料から賄われます

終身年金です

- 65歳から生涯受け取れる
65歳以上75歳未満の間で受給開始時期を選択可能
希望により60歳～64歳の間で繰り上げ受給も
- 80歳前に亡くなっても、死亡から80歳までの農業者老齢年金相当額の死亡一時金が受け取れる

社会保険料控除が受けられる等の税制優遇措置があります

- 年金資産の運用益も非課税（預貯金の利子は20%課税）
- 死亡一時金も全額非課税（個人年金（イデコ等）は相続税課税対象）

保険料の額は自分で決められます

- 月額2万円から6万7千円の範囲で自由に選択でき、いつでも見直せる
35歳未満かつ政策支援加入の対象とならない方は、月額1万円から

詳しくは農業委員会事務局へ

